

CFD 取引に関する規則 (平 22. 3. 16)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が顧客との間で行う CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令・諸規則等の遵守)

第 2 条 協会員は、CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則等を遵守しなければならない。

(定 義)

第 3 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 CFD 取引 次のイからニまでの要件すべてに該当する取引
 - イ 金商法第 28 条第 8 項第 3 号（同号イ及びロに掲げる取引に限る。）、同項第 4 号（同号イ及びロに掲げる取引に限る。）又は同項第 5 号（同項第 3 号イ及びロに掲げる取引と類似の取引に限る。）に規定する取引であること。ただし、金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。
 - ロ 個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条第 1 項第 24 号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第 23 号に規定する業務執行組合員等をいう。以下同じ。）が業務執行組合員等として取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）を相手方として行う取引であること。
 - ハ 約定価格と決済価格の差に基づいて差金決済を行う取引であって、金商法第 2 条第 24 項に規定する金融商品の授受を行わないものであること。
 - ニ 次の(1)から(3)までのすべてに該当する取引ではないこと。
 - (1) 金商法第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第 23 項に規定する外国市場デリバティブ取引
 - (2) あらかじめ期限が設けられており、当該期限に達した場合には清算され、継続されることのない取引

- (3) 金融商品市場（金商法第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国金融商品市場（同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）を開設する者が「CFD」又は「Contract For Difference」という表記を名称又は商品説明に用いていない取引
- 2 店頭 CFD 取引 CFD 取引のうち金商法第28条第8項第4号イ又はロに掲げる取引に該当するもの
 - 3 CFD 取引契約 顧客を相手方とする CFD 取引又は顧客のために CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約
 - 4 店頭 CFD 取引契約 顧客を相手方とする店頭 CFD 取引又は顧客のために店頭 CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約
 - 5 実預託額 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第117条第1項第29号に規定する実預託額のうち店頭 CFD 取引に係るもの
 - 6 取引額 店頭 CFD 取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標（金商法第2条第8項第11号イに規定する有価証券指標をいう。以下同じ。）の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額
 - 7 ロスカット取引 顧客が行った店頭 CFD 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭 CFD 取引の決済
 - 8 ロスカット水準 ロスカット取引を実行することとする実預託額の取引額に対する比率
 - 9 ロスカット基準額 取引額にロスカット水準を乗じて得た額

（勧誘についての禁止行為）

第4条 協会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 CFD 取引契約（店頭 CFD 取引契約を除く。次号において同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
 - 2 CFD 取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該 CFD 取引契約の締結をしない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- 2 前項の規定は、前項各号に掲げる行為の相手方が金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の4第6項において準用する金商法第34条の3第4項の規定によ

り特定投資家とみなされる者を含む。)である場合には、適用しない。

(ロスカット取引の管理態勢)

第 5 条 協会員は、顧客との間で店頭 CFD 取引を行おうとするときは、ロスカット取引を行うための十分な管理態勢を整備しなければならない。

2 前項の管理態勢は、次の各号を満たしたものとする。

1 店頭 CFD 取引ごとに、第 7 条に定める要件を満たした上で、顧客の損失が証拠金等(協会員が顧客から預託を受けた保証金又は有価証券をいう。)を上回ることがないように、価格変動リスク及び流動性リスク等を勘案して、ロスカット水準を定めること。

2 ロスカット取引に関する明確な取決めを顧客との契約に反映すること。

3 取引時間中の各時点において、顧客が行った店頭 CFD 取引に係る実預託額がロスカット基準額を下回っていないかを確認する(以下「ロスカット判定」という。)とともに、下回っていた場合にはロスカット取引を実行すること。

4 ロスカット判定を行うにあたっては、実預託額はロスカット判定時ごとに、ロスカット基準額は少なくともその営業日ごとの一定の時刻(金商業等府令第 117 条第 1 項第 30 号の、その営業日ごとの一定の時刻をいう。)ごとに、当該時刻における店頭 CFD 取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値を反映した取引額に基づいて算出すること。

5 ロスカット取引を実行した状況を、定期的に又は必要に応じて随時に、取締役会又はそれに相当するものに報告すること。

3 協会員は、前 2 項に定めた管理態勢に基づいて店頭 CFD 取引に係る業務を行わなければならない。

(ロスカット判定の間隔)

第 6 条 協会員が行うロスカット判定の間隔は、10 分以内としなければならない。

(ロスカット水準の設定)

第 7 条 協会員はロスカット水準の設定にあたっては、次の各号に掲げる店頭 CFD 取引の区分に応じて、当該各号に定める数値を下回ってはならない。

1 店頭 CFD 取引のうち金商業等府令第 117 条第 16 項第 1 号に規定する個別株関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値

- イ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分以内である取引 100分の2
 - ロ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分を超える取引 100分の4
- 2 店頭CFD取引のうち金商業等府令第117条第16項第2号に規定する株価指数関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値
- イ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分以内である取引 100分の1
 - ロ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分を超える取引 100分の2
- 3 店頭CFD取引のうち金商業等府令第117条第16項第3号に規定する債券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値
- イ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分以内である取引 100分の0.4
 - ロ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分を超える取引 100分の0.8
- 4 店頭CFD取引のうち金商業等府令第117条第16項第4号に規定するその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数値
- イ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分以内である取引 100分の2
 - ロ 協会が行うロスカット判定の間隔が1分を超える取引 100分の4

(ロスカット判定を一括で行う場合)

- 第8条** ロスカット判定を行う時に一の顧客との間で複数の店頭CFD取引を行っている場合の実預託額、取引額及びロスカット基準額は、前条各号の取引の区分に応じ、当該各号の取引について当該顧客ごとに一括して算出することができる。
- 2 前項の場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標について有価証券の売付け等(金商業等府令第117条第21項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下同じ。)及び有価証券の買付け等(金商業等府令第117条第22項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下同じ。)を行っているときは、当該有価証券の売付け等に係る店頭CFD取引についての取引額の合計と、当該有価証券の買付け等に係る店頭CFD取引についての取引額の合計のうちいずれか少くない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る店頭CFD取引についての取引額とすることができる。

(社内規程の制定)

- 第9条** 協会は、CFD取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うにあたっては、各

規定の具体的な取扱いについて社内規程を制定し、遵守するとともに、当該社内規程が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

(取引状況の報告)

第 10 条 CFD 取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う協会員は、CFD 取引の状況について本協会が定めるところにより本協会に報告するものとする。

付 則

この規則は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号から第 9 号まで及び第 6 条から第 9 条までの規定は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平23. 1.31)

この改正は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号ニ (3)、第 4 条第 2 項及び第 6 条第 2 項第 1 号を改正。
- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号及び第 3 号を各 1 号繰り上げ、第 1 号及び第 2 号とする。
- (3) 第 5 条を削り、第 6 条から第 11 条までを各 1 条繰り上げ、第 5 条から第 10 条までとする。